鳥取県鳥取市河原町湯谷
字樋ノ谷奥　三一三番から三二〇番まで
字樋ノ谷北平　三〇七番から三一二番二まで
字樋ノ谷　一三六番から一三八番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県鳥取市河原町小畑
字狭谷平　二四九番二　一号及び二号
二四八番二　二十二号
鳥取県鳥取市河原町湯谷
字鎌田西平　三二八番二　三号及び二十一号
三二七番二　四号及び二十号
三二六番　五号及び六号、十八号、十九号
字樋ノ谷　一四二番　九号及び十六号
字樋ノ谷奥　三二三番二　七号及び八号
三二一番二　十号
三二〇番　十一号
三二三番三　十七号
字樋ノ谷北平　三〇七番　十二号
三〇五番一　十三号
三〇五番二　十四号
三九三番　十五号
字湯谷中　二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
杉谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
鳥取県八頭郡八頭町徳丸
字杉谷口　四二二番から四二四番まで
四二五番一から四二五番八まで
四二六番一及び四二六番二
四二七番　四二九番から四三二番まで
字杉谷　一八一九番から一八二一番まで
一八二二番一
一八二三番及び一八二四番
一八二五番一及び一八二五番二
一八二七番一
一八二八番
一八三一番から一八三三番まで
一八三四番一及び一八三四番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県八頭郡八頭町徳丸
字杉谷口　四三三番　一号
四一九番　四号
字杉谷　一八一九番　二号
一八三四番二　三号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
葵東谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県倉吉市湊町
字東梅田　五〇六番二　一号
五〇六番五　二号
五〇六番一　三号及び四号
五一五番二　九号
五一六番　十五号
五一七番　十六号
五一九番　十八号
字布子谷　三三七〇番二　五号
三三七〇番四　六号
三三七〇番五　七号
三三七〇番六　八号
三三七二番五　十号
三三七四番　十一号及び十二号
三三七六番　十三号及び十四号
三三七七番一　十七号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山口谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
鳥取県倉吉市関金町山口
字山上屋敷通　六一五番から六一七番まで
字上屋敷通　七六七番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県倉吉市関金町山口
字上屋敷通　七六六番　一号
七六七番　二号
字山上屋敷通　六一七番　三号及び四号

○国土交通省告示第四百五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十三日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
田此川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県佐用郡佐用町三日月字田此
一二六七番二
一二六八番二
一二六九番及び一二七〇番
一二七一番二及び一二七一番三
一二七二番一五から一二七二番一九まで
一二七三番二
一二七四番二及び一二七四番三
一二七五番三
一二七六番二
一二九五番二
一三〇三番二
一三〇四番三
一三〇九番二
一三一一番六及び一三一一番七
一三一二番二
一三一三番三
一三一六番三
一三一八番
一三一九番二及び一三一九番三
一三二〇番五
一三二一番二
一三二三番六及び一三二三番七

○北陸地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新発田市大字小舟渡字神明前五五番二から同市大字小舟渡字神明前六八番一まで	前	三五・四メートル	四九〇メートル
	後	三五・四メートル	四九〇メートル
	前	四九・二メートル	四五〇メートル
	後	四六・六メートル	四五〇メートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸魚川市大字寺地字砂畑一八六番四から同市大字寺地字砂畑一九八番二まで	前	一三・〇メートル	一五・〇メートル
	後	一三・二メートル	一六・〇メートル
	前	〇・〇キロメートル	〇・〇六七キロメートル
	後	〇・〇キロメートル	〇・〇六七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所